

療養病床に係る経過措置の延長について

1. 療養病床に係る看護師等の人員配置基準の現状

	病院		診療所
	転換病床(※)	転換病床以外の病床	
看護師 及び 准看護師	平成24年3月末まで 9:1	医療法施行規則本則上は4:1 平成24年3月末まで 6:1	平成24年3月末まで 6:1
看護補助者	平成24年3月末まで 9:2	医療法施行規則本則上は4:1 平成24年3月末まで 6:1	平成24年3月末まで 6:1

平成13年改正省令附則

当分の間
看護師、准看護師及び
看護補助者合わせて
2:1
(そのうち1人は看護師
又は准看護師)



平成24年3月末まで
看護師、准看護師及び
看護補助者合わせて
3:1
(そのうち1人は看護師
又は准看護師)

※ 病院の開設者が平成24年3月31日までに介護老人保健施設等に転換する旨を都道府県知事に届け出た療養病床等をいう。

2. 平成24年4月以降の取扱い

○ 看護師等の人員配置基準を条例委任する第2次一括法(地域主権関係)が平成24年4月1日から施行されること、及び社会保障審議会医療部会における議論を踏まえ、下記の経過措置を設けた。

1. □ の経過措置

平成24年3月末までに転換する旨を都道府県知事に届け出た医療機関については、これまでの経過措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として、平成30年3月末まで適用する。

※ 廊下幅及び医師の人員配置についても、同様に6年間の延長措置を講じた。

2. □ の経過措置

平成24年3月末において①介護療養型医療施設、②4:1を満たさない医療機関、③平成13年改正省令附則の経過措置を満たさない診療所に該当し、その旨を平成24年6月末までに都道府県知事等に届け出たものについては、これまでの経過措置と同等の基準を、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として、平成30年3月末まで適用する。